

富士見町宿泊施設整備促進補助金の申請を行う方へ

富士見町産業課商工観光係

このたびは、富士見町宿泊施設整備促進補助金の申請をご検討いただき、ありがとうございます。円滑な審査・交付のため、下記事項のご確認・ご協力をお願いいたします。添付の「別紙 提出書類チェックリスト」で提出書類をご確認のうえ、申請してください。

1. 申請時（事業計画書・様式第1号）に添えていただく書類

要綱様式に記載の添付書類に加え、以下をご提出ください。

(1) 申請者の確認書類

- 法人の場合：当該法人の登記事項証明書
- 個人の場合：住民票の写し
 - ※申請日前3か月以内に発行されたもので、個人番号・住民票コード・本籍・続柄の記載がないもの。

(2) 補助対象施設の権原確認書類

- 補助対象施設の所有権又は使用権原を確認できる書類（登記事項証明書、賃貸借契約書の写し 等）

(3) 町税等の納付状況の確認書類

- 町税及びその他の徴収金を滞納していないことを証する書類（完納証明書等）

(4) 図面に関するお願い

- 改修・設備整備を行う場合は、施設の平面図上に改修箇所・設備の設置位置を明示してください。

2. 富士見町環境保全条例の遵守について

本補助事業の実施にあたっては、富士見町環境保全条例（昭和63年富士見町条例第2号）その他の関係法令・条例を遵守していただく必要があります。事業内容によっては、**事業着手前**に町への手続が必要となる場合があります。

事前協議等の手続の要否を確認し、必要な手続がある場合は、事業着手前に適正に行ってください。また、該当する手続がある場合は、届出済証・許可証等の写しを、補助金交付申請・完了実績報告（様式第5号）の際にあわせてご提出ください。

3. 遵守事項（要綱第5条）の再確認

補助金の交付を受けるにあたり、次の事項の遵守をお願いします。

- 町の観光施策及び町内事業者と積極的に連携すること
- 施設が所在する区・集落の活動へ協力し、地域住民との良好な関係を維持すること
- 騒音防止及び火災防止のための適切な措置を講じること
- 近隣住民等からの苦情に迅速かつ適切に対応する責任者及び連絡体制を整備すること
- 運営に伴い発生した廃棄物は事業者の責任において適正に処理し、町内の家庭ごみ集積所へ排出しないこと

【別紙】提出書類チェックリスト

申請者名：_____ 施設名：_____

1、事業計画書提出時（様式第1号）

☒	提出書類	備考
☐	事業計画書（様式第1号）	本人記入
☐	事業計画箇所の位置図	
☐	補助対象経費の詳細が分かる見積書の写し	
☐	施設の平面図（宿泊部分とそれ以外を区別）	改修・設備整備時は箇所・設置位置を明示
☐	現況写真	
☐	営業許可証・届出済証の写し（取得済の場合）	未取得は申請書・届出書の写し
☐	【法人】登記事項証明書	いずれか該当を提出
☐	【個人】住民票の写し	3 か月以内／個人番号等の記載なし
☐	補助対象施設の所有権又は使用権原を確認できる書類	登記事項証明書・賃貸借契約書の写し等
☐	町税等を滞納していないことを証する書類	完納証明書等
☐	その他町長が必要と認める書類	
	確認事項	備考
☐	本事業の実施に当たり、富士見町環境保全条例（昭和63年富士見町条例第2号）その他関係法令・条例に基づく届出、許可、事前協議等の手続の要否を自らの責任において確認し、必要な手続がある場合は、事業着手前に適正に実施する	

2、交付申請・完了実績報告時（様式第 5 号）

☒	提出書類	備考
☐	交付申請書・完了実績報告書（様式第 5 号）	本人記入
☐	工事請負契約書・備品購入契約書等の写し	
☐	支払が確認できる書類の写し（領収書等）	
☐	完了後の写真（改修は改修前との比較写真）	
☐	営業許可証・届出済証の写し（取得済のもの）	
☐	誓約書（様式第 9 号）	
☐	環境保全条例に基づく届出済証・許可証等の写し	該当する場合のみ
☐	完納証明書	
☐	その他町長が必要と認める書類	